

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

兩岸サービス貿易協議

過去兩岸サービス貿易の往来は、政治的要因により制限又は禁止の状態にあった¹。1999年、台湾は「大陸地区人民の台湾での投資許可規則」を通過させ、中国企業の台湾への投資を開放したが、台湾企業の中国への投資は開放されなかった。また、2001年中国がWTOに加入した際も、中国がWTOにおいて開放を承諾した国家の中に台湾は含まれていなかった。従って、台湾の多くの業者は迂回手段を採用し、第三地に会社を設立した後、外国企業の名義で中国に独立資本又は合資企業を設立し、中国市場においての経営を行っていた。2010年に兩岸経済協力枠組み協議（ECFA）締結の後、兩岸にていくつかのサービス業の直接投資が開放された²。近年、中国市場の成長は著しく、台湾と外国とのFTA締結の進展は膠着状態に陥っている。そのため、台湾政府は外交及び経済の問題突破が求められている。このような背景の下、兩岸窓口機関第九回トップ会議が、2013年6月21日に開かれ兩岸サービス貿易協議が締結された。（以下「本協議」という）

サービス貿易態様

本協議は兩岸のサービス貿易の自由化を促進させるため、双方が開放するサービス産業についてWTOのサービス貿易一般協定（GATS）を参照し、協議したものである。サービス貿易は四種類の態様に分類され、下記の通り：

- 態様一：業者のいずれか一方が、通信又はインターネット等の方式を通じて他方の消費者に提供するサービス。
- 態様二：業者のいずれか一方が、他方消費者（観光客又は留学生）に提供するサービス。
- 態様三：業者は他方に商業拠点を設立することができ、該拠点により現地消費者に提供するサービス。
- 態様四：業者が高級技術人員を他方派遣して提供するサービス。但し、暫定的な停留に限る³。

¹兩岸人民關係条例第73条規定：大陸地区の人民、法人、団体、その他機構又はその他第三地区投資の会社は、管轄機関の許可を得ていない場合、台湾地区において投資行為に従事することはできない。

²兩岸経済協力枠組み協議（ECFA）添付四「サービス貿易アニーハーベスト」。日本語翻訳ご参照 <http://www.thylaw.com.tw/ECFA.4.pdf>

³態様四（自然人の移動）の内容、台湾加入のWTO承諾を参照し、かかる区分は「商業訪問

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

態様一と態様二は他方に拠点を設立していないため、現地に与える影響が少ない。態様三は業者が直接現地にて販売経営を行うため、現地に与える影響は非常に大きい。従って、本協議の利点を利用し台湾、中国において業者が架空会社を設立してから他方に再投資する方式を避けるため、**本協議では台湾、中国において業者が一定以上の経営年数⁴（3年又は5年）を経過している場合限り、他方に営業拠点を設立できるとしている。**態様四⁵はWTOの自然人の移動規定を参照し、自然人が業務上の需要による他方への停留は短期停留のみと限りがあり、これは労働就業市場の開放とは異なるため、理論上では現地の就業市場に影響を与えるものではない。

市場開放リスト

本協議により開放される産業の多くの種類に分類される⁶。かかる開放項目は産業ごとに定められ、独立資本、合資、持株比率上限、企業設立条件の緩和、迅速な審査体制、開放特定特許産業等の承諾などにより兩岸業者の提供サービスの範囲が拡大される。本協議の市場開放リストは、「中国の台湾に対する開放」と「台湾の中国に対する開放」に分類することができる。

下記はそれぞれについての説明：

客」、「グローバル企業内部人員調節」及び「契約履行人員」の3類に分類される。(1)商業訪客の停留期間は3ヶ月を超過してはならない。(2)グローバル企業の内部調節人員の停留期間は初回の場合3年、但し延長申請が可能、その都度の延長で3年を超過してはならない。また、延長申請の回数は無制限である。(3)契約履行人員の停留期間は3ヶ月又は契約期間を超過してはならない。契約期間が3ヶ月よりも短期の場合該契約期間に準ずる。

⁴一方の業者がサービス提供の性質と範囲を有している場合、かかる商業を3年以上継続して経営している必要がある。建築及び関係工事のサービス業に従事している場合、該業者は登録、登記設立してからかかる商業を5年以上継続して経営している必要がある。(添付2、サービス提供者に関する具体規定参照) 外資企業が仮に本協議を適用して、中国にて商業拠点若しくは貿易投資を行う場合、台湾にて法律に基づき会社又は商業拠点を設立し、実際に三年又は五年以上経営を継続する必要があると共に、台湾経済部に「サービス提供者証明書」の申請を行い、本協議の条件を適用することができる。

⁵兩岸労働就業市場が開放されていない状況下においても、企業責任者、執行役及び専門技術人員に対してのみ規制は緩和されており、暫定的に居留が可能である。停留期間は註積3の規定に準ずる。

⁶本協議において中国は台湾に80項目の産業を開放しており、台湾は中国に64項目の産業を開放している。WTOの分類方式区分に基づき、本協議の開放産業には、商業サービス、通信サービス、営業サービス、流通サービス、環境サービス、健康及び社会サービス、観光及び旅行サービス、レジャー文化及び運動サービス、運輸サービス及び禁輸サービス等のサービス産業が含まれている。中国が開放した80項目のうち、45項目が新しく開放された項目であり、27項目は中国が台湾にのみ開放している項目である。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。 2

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

一、「中国の台湾に対する開放」

中国の台湾に対する開放項目は、中国がWTOに対して開放を承諾している内容よりも、同等か、より優れており台湾の業者が中国に投資を行う場合、その他外資企業と比べて同等か、より優れた条件下での投資が可能である。

証券業：外資企業は合資にて証券会社を設立することができるが、その持株比率は49%を超過してはならない。また営業範囲もA株、B株及びH株、また政府及び会社債券の販売、取引の従事に限られる。本協議締結により、台湾業者は人民元境界機構合格投資者（RQFII）⁷方式により中国資本市場への投資が許可され、営業範囲も市場状況により株券種類を自主決定することが許可される。本協議により持株比率50%以上の合資基金管理会社の設立、又は上海市、福建省、深圳市都市にて、持株比率51%までのフルライセンス証券会社⁸を設立することが承諾された。

保険業：本協議により台湾業者に、中国において交通事故賠償責任強制保険の特許取得による経営が開放された。

建築業：外資企業は独立資本により会社を設立する事ができるが、受注することができる案件は、外資又は合資による案件に限る⁹。本協議の承諾により、台湾業者は制限を受けずに、中国政府の公共の工事、中国での建設の案件を受注できることとなった。

電子商務：外資企業は持株数が50%を超えてはならない、但し、拠点を設立した場合、制限を受けない。本協議では持株比率は55%を超えてはならないが、拠点設立は福建省に限る¹⁰。

卸売、小売業：本協議承諾の台湾企業への条件及び外資企業の条件は一致している。但し、30軒を超えるチェーン店の場合、外資企業は

⁷ 所謂人民境界機構合格投資者とは、中国証券監督管理委員会の許可を得て、国家外国為替管理局許可の投資金額を取得し、中国国内にて国外の人民元資金により証券投資を行う国外法人。現在国内にて開放されている基金管理会社は証券会社、商業銀行、保険会社や香港子会社又は登録地及び主要経営地が香港区の金融機構のみ。

⁸ 2012年中国は外資証券会社が経営を二年継続させた後、業務範囲の拡大申請ができ、フルライセンス取得を申請できるよう開放した。所謂フルライセンスとは、投資銀行及び証券取引の双方のライセンスのことを指し、取得した場合中国において全ての金融商品の取引に従事できるようになる。

⁹ 外資企業は外資建築案及び合資建築案に限り受注できる。（原則上外資比率50%以上、もし外資比率が50%を下回る場合、中国業者の技術では案件を受注できない場合に限り、受注することができる）

¹⁰ 電子商務業者を経営する場合、中国にて提供するネットワーク内容の資格申請を行う必要がある。（Internet Content Provider, 所謂ICP）

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

異なるブランドの農産品を使用し運営している場合¹¹、その持株比率は半数を超過してはならないが、本協議の承諾により台湾企業が所持できる持株比率の上限は、65%までと定めた。

環境保全業：外資企業は合資企業を設立することができる。本協議に基づき開放される業者は、独立資本にて設立することができる。

技術検査（実験室、認証機構及び検査機構）：本協議承諾の条件と外資企業の条件は一致しており、独立資本又は合資によって設立する事ができる。但し、業者が中国に認証機構を設立するとき、管轄機関の許可を得て、はじめて設立することができる。台湾業者の認証検査の基準は、中国企業の基準と同様のものとする。

情報管理：外資企業は合資での設立に限られており、持株比率は最高で49%と定められている。ECFAにより既に台湾業者には独立資本での経営が開放されていたが、台湾業者に対して中国法令は高い制限を設けており、資格の取得が困難であった。従って、本協議にて資格の制限を下げ、技術人員の認証証明¹²を緩和した。

不動産：現在中国は外資企業に対し、不動産サービス企業は合資方式のみしか設立が許可されていないが、本協議により台湾企業に対して独立資本での設立が承諾された¹³。

市場研究調査：該産業は中国において特許業に属しており、市場分析、消費者態度及び嗜好分析のみ行うことができ、台湾業者の合資設立が開放された。

付加価値電気通信サービス：本協議により承諾された条件は外資企業の条件と一致している¹⁴。例外として、福州市をテスト都市として、合資又は独立資本にて離岸コールセンター業務の経営を許可するとして、且つその持株数は制限を受けないものと定めた。

¹¹台湾でフランチャイズ業者について、中国において累計店舗数が30店を超過し、経営商品の中に、農薬、農業フィルム、化学肥料、飼料、植物油、砂糖、綿花等の商品が含まれており、且つ上記商品が異なるブランド、異なる供給先である場合、台湾のサービス提供者の出資比率は65%を超過してはならない。

¹²ソフトウェア導入サービスの開放により、台湾企業は中国の国内企業と同様に独立資本会社を設立ことができ、且つ会社設立審査の項目中の統計業績集計審査において中国と台湾での業績を含むことができることとなった。技術人員の資格審査は要求されないが、関係学歴及び従事業務の経歴が必要となる。

¹³不動産サービスとは顧客と業者のサービス業務契約内容、建物及び関係設備、進行中の修理、修繕、管理、並びに不動産管理区内の環境と秩序の保持のことを指す。

¹⁴中国にて合資企業を設立してのサービスの経営は許可されている。インターネット接続サービスを提供するコールセンター業務は制限地域を受けず、株券比率は50%を超過してはならない。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

印刷業： 外資企業が書籍を中国にて販売する場合、一、二ヶ月の審査期間、且つ最低でも登録資本金額 1000 萬人民元が必要となる。本協議承諾により、台湾輸出の書籍の審査手続きが簡略化され、審査期間は二週間となり、資本金額も中国企業同様 150 萬人民元となった¹⁵。

撮影サービス： 外資企業は合資に限られる。営業範囲には空中写真の撮影は含まれない。本協議承諾により、独立資本且つ営業範囲の制限はない。

観光業： 外資企業は年間売上 4000 萬アメリカドル以上で、合資会社を設立することができる。仮に、独立資本で設立する場合には、年間売上 5 億アメリカドル以上、且つ資本金額が 250 萬人民元を下回ってはならないと定められている。本協議の承諾により、年間売上総額の制限は無くなり、且つ資本金額も中国業者同様 30 萬人民元となる。

劇場、映画館、音楽ホール等： 外資系企業と台湾企業は合資企業のみでの設立という制限を受けている。しかし、外資企業の持株上限が 49% であるのに対し、本協議により台湾業者に対しては上限が無くなり、制御、管理権を取得することができるようになる。

病院： 外資企業の病院設立は合資に限り認められおり、数の制限がある。本協議により台湾業者は直轄市、省都市にて独立資本病院を設立ことができ、仮に、合資病院を設立する場合、その基準は中国業者と同様の設立条件である。

海運サービス： 外資企業は合資会社の設立のみ許可されている。本協議により台湾業者は福建省に独立資本企業を設立しなければならない。また、港での荷役、ヤード及び倉庫業務を営営することができる、その設立資本金は中国企業と同様である。

二、「台湾の中国に対する開放」

台湾の中国に対する産業開放及び条件は、台湾が WTO に対する承諾条件とほぼ同等のものである。即ち、中国業者は外資企業と同等の条件である。国家基礎運用及び専門サービスの品質を考慮しなければならないため¹⁶、例えば公共

¹⁵台湾業者には巨大な市場が開放されるのだが、過去の経験に基づき、台湾著作の作品には多くの民主自由、意識形態等に関するものも多く、審査を通過するのはごく僅かであり、この開放による効果は限られたものとなる。

¹⁶ 台湾が WTO の承諾部分にある産業で、中国投資にまだ開放されていない部分は、「我国

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

安全（工事設計）、国家安全（第一類通信）、教育サービス、専門資格（医師、弁護士、会計士）等の領域は、中国に対して全て開放しない。

本協議締結は以前から、台湾は幾つかの産業を中国に対して開放しており、現行で既に開放されている産業と本協議の開放リストにある産業は多くが重複¹⁷したものとなっている。近年の開放状況から、台湾は市場が狭く、サービス業の品質が高く、競争が熾烈であり、且つ台湾への投資審査は非常に厳格なため、中国企業の台湾サービス業への意欲は高くはない¹⁸。現在最大の争点となる産業及び各界の注目している問題点についての説明は以下の通り：

卸売、小売業：全ての開放産業の中で、従業員の数及び業務種類への影響が最も多いのが卸売、小売業である。1999年¹⁹に中国の台湾への投資が行われてから今に到るまで、産業に対しての衝撃はさほど大きくはない。

印刷業：本協議において、僅かながら印刷業が開放されたが、出版業は開放されていない。また、設立会社の株式数は50%を超過してはならない条件としている。但し、印刷業（校正、設計、組版等の印刷の前作業）と書籍出版発効は切り離せない関係にあり、台湾の出版業に影響を与える虞がある。

その他労働力、技術密集産業：各業界の業者²⁰は本協議による開放後、下記の問題を発生させる虞がある。

1. 価格競争：台湾經濟部によると²¹、厳格な事前審査を行い、事後管理審査も行うとしている。また、中国業者に現地労働組合に加入するように要求し、違反した業者場合、かかる投資許可²²を撤回するとしている。産業に対して実質的に負の影響を与えた場合、

WTO 入会文件(中文)-服務業承諾表」を参照

¹⁷本協議にて開放された64項目中、ECFA サービス貿易開放リスト中、27項目が既に中国に開放されている産業である。且つ、台湾は近年開放事業を増加させ続けている。詳細は台湾經濟部投資審議委員会「大陸地区人民來臺投資業別項目」行業標準分類及び公司行号營業項目代碼對照一覽表を参照（101年12月25日更新）。

¹⁸現在台湾が中国に対して行った投資合計額は約1300億米ドルで、中国の台湾に対する投資額は僅か7億米ドルであり、大きな格差がある。現在ECFAを開放するにあたり2件の産業が侵害を受けたと通報があったが、政府は産業の損害と開放は無関係であるとしている。

¹⁹1999年6月「大陸地区人民の台湾への投資許可規則」の施行により中国企業の台湾への投資が開放され、卸売、小売業も既に開放産業リストの中にある。

²⁰医療、看護、技術検査人員、クリーニング業、小型飲食業、建築清掃業、美容、美容室等。
²¹經濟部商業司新聞稿，2013年07月14日。

²²中国業者が台湾にて従事するサービス事業が、投資者審議委員会の許可範囲内に符合しない場合、兩岸人民關係條例第93条の1により罰金、又は業務の停止、投資の撤回を命令行う。中国業者が台湾に投資し、独占市場の状況が発生した場合、「公正取引法」及び「大陸地区人民の台湾における投資許可規則第8条第2項」規定に基づき処理する。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。 6

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

本協議本文第 8 条規定²³に基づき、中国側と再度問題の解決方法を模索するとしている。更に、台湾政府によると²⁴、新台湾ドル 952 億を、開放により損害を受けた産業に補填するために予算に組み込むとしている。

2.中国労働者の流入：本協議の自然人の移動規定に基づき、中国人が台湾に来ることのできる人数及び停留時間には制限が設けられており、理論上中国人労働者が台湾で仕事従事し、台湾の労働市場に重大な影響を与える状況は起こりえない²⁵。但し、業者は本協議における停留は暫定的であるが、その延長回数にまで制限は無く、台湾において実質的な「永住」の現象が発生するのではないかとしている。

3.人材流失：中国が台湾に対して開放している主要項目態様三（商業拠点の設立）は態様一とは異なり、将来台湾の資金及び人材を大量に流失する虞がある。長期的に見て、台湾の主要労働力が中国で所得を獲得し、中国政府へ税金を納税した場合、台湾の人口は高齢化し、台湾企業の人材不足を招き、又税収が不足する等の問題が発生する虞がある。

4.制限解除：WTO 公平待遇原則²⁶に基づき、本協議中においてサービス貿易制限撤廃の明確な時期について定めていない。

²³原則上、本協議本文第 4 条及び第 17 条規定に基づき、承諾事項の修正は三年後にはじめて行えるものとして、且つかかる修正は制限を追加してはならない。例外の状況では、本協議本文第 8 条により、本協議の実施により一方のサービス部門に実質的な負の影響がある場合、緊急的な状況として、影響を受けた一方がもう他方に協議を求め、積極的に問題の解決方法を模索するとしている。

²⁴台湾の馬英九総統によると、「貿易自由化による産業の調節支援方案」により新台湾ドル 952 億を損害産業へ補助するとしている。

²⁵台湾は中国に対して、資本金額 20 万アメリカドル（約 600 万新台湾ドル）の企業は 2 人までとして、売上が新台湾ドル 1000 万元以上で、現行投資額が 30 万アメリカドル（約 900 万新台湾ドル）以上の場合、技術人員を 1 人申請する事ができる。50 万アメリカドル（約 1500 万新台湾ドル）増加させるごとに 1 人申請をすることができるが、最大で 7 人まで。

停留期間の規定は同註釈 3 参照。

²⁶本協議本文第 4 条規定により、一方に影響のあるサービス貿易の措置に関して、世界貿易組織「サービス貿易一般協定」第 2 条第 2 号規定に免除されているもの以外、該一方はもう一方のサービスとサービス提供者が与える待遇は該一方が普通適用されるその他いずれかの世界貿易組織の会員のサービスとサービス提供者の待遇を下回ってはならない。ただし該一方が徐々に該不適合措置を撤廃しなければならない、且つ該符合していない措置の修正又は変更を待つ場合、もう一方のサービスとサービス提供者の制限を増加させてはならない。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

本協議の発効と立法審査

本協議がいつ発行されるのか、各界の注目を受けている。两岸サービス貿易協議本文第 24 条規定に基づき「本協議の締結後、双方は各自関係手続きを完成させ、並びに書面にて他方に通知する。本協議は双方が相手方の通知を受けた次の日より発効するものとする。」とあり、本協議の発効日は自動発生ではなく、各自の関係手続²⁷きの完成を以って、他方へと通知されて発効されるものである。

野党及び一部の業者は本協議が立法院の審査によって、本協議の開放リストの内容が修正されることを望んでいる。しかし、この方法は台湾の国際上での信頼が疑問視²⁸されることになり、後の貿易相手と不利な FTA を締結することに繋がる可能性がある。

結論

两岸においてサービス業市場の競争は熾烈であり、単体の強力な資本が市場を勝ち取るということはない。サービス業の性質から、サービス業とは専門の知識、経験、現地文化等の様々な要素が絡み合い、「人」を中心として、「地域化」を図ることが重要であるため、先に現地の需要を把握していない場合、業者は台湾、中国市場の投資において、必ずしも優勢になるとは限らない。本協議の締結後、两岸のサービス業市場が開放され、サービス業市場の競争はより白熱化し、台湾の業者もより質の高いサービスを提供しなければ淘汰されてしまうであろう。本協議が台湾に対して与える影響を、危機ととるか、好機ととるかは各業界の意識次第ではないだろうか。

²⁷所謂「関係手続き」とは、两岸人民関係条例第 5 条第 2 項規定の協議の内容は法律の修正または法律の制定と関係がある場合、協議処理機関は協議締結後 30 日以内に、行政院に立法院への審議要請を行わなければならない。ただし、本協議が法律の修正に関係している場合、「届出制」処理、ただし本協議の影響が広い場合、与党の合意の下「審議制」により審査が進行される。

²⁸国際上慣例に基づき、アメリカと韓国の FTA の例をあげると、幾度にも渡り協議内容の修正が行われたが、決して「撤回」のためのものではなく、協議内容を拡大させ、又貿易自由化を加速させるためのものであった。